

(裏)

添付書類（その内容に変更がない限り、添付を要しない。）

- 1 特定事業（一時堆積事業を除く。）の変更に係る届出の場合には、次の書類
 - (1) 届出者の住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
 - (2) 特定事業場の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面並びに特定事業場及びその付近の状況を示す見取図
 - (3) 特定事業場の計画平面図及び計画断面図（測量に基づいて作成され、かつ、特定事業の施工前の現況が確認できるものに限る。）
 - (4) 特定事業区域内の土地の登記事項証明書（届出者が当該土地の所有者でない場合にあっては、当該土地の登記事項証明書及び使用権原を証する書類）及び公図の写し
 - (5) 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調書（様式第1号の2）及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したのものに限る。）
 - (6) 特定事業に使用される土砂等の量を積算した計算書
 - (7) 土質試験等に基づく土砂等の埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面
 - (8) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図
 - (9) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
 - (10) 特定事業が愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号。以下「規則」という。）別表第5に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面
 - (11) 届出者（届出者が法人の場合にあっては、その役員（愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。）第12条第1項第6号エに規定する役員をいう。以下同じ。）が、同号アからチまでに該当する者でない旨の誓約書（様式第2号の3）
 - (12) 届出者が未成年者（条例第12条第1項第6号セに規定する未成年者をいう。）である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
 - (13) 届出者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
 - (14) 届出者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあっては、登記事項証明書）
 - (15) 届出者に規則第9条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
 - (16) 法定代理人・役員・使用人等一覧表（様式第2号の4）
 - (17) その他知事が必要と認める書類
- 2 特定事業（一時堆積事業）の変更に係る届出の場合には、次の書類
 - (1) 1(1)、(2)、(4)及び(10)から(16)までに掲げる書類
 - (2) 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図
 - (3) 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、1(5)に掲げる書類
 - (4) 特定事業場の土砂等の堆積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図（測量に基づいて作成され、かつ、特定事業の施工前の現況が確認できるものに限る。）
 - (5) その他知事が必要と認める書類